(略称)世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正

第二	第二	前									
第二十五条の改正	第二十四条の改正	文	目								
			次								
				平成 十七年 九月 十五日 我が国に	平成 十七年十二月二十八日 告示 (4	平成十七年十二月二十八日(公布(冬	平成 十四年 六月 十一日 受諾書寄託	平成 十四年 六月 十一日 受諾の関	平成 十四年 五月二十二日 国会承認	平成 十七年 九月 十五日 効力発生	平成 十年 五月 十六日 ジュネーブで採択
五五五	五五五	五五五五	ページ	我が国について効力発生	告示(外務省告示第千百九十三号)	公布(条約第十八号)	俞託	受諾の閣議決定	祁	生.	-ブで採択

条 の 改 正 十 五

条の改正

第二十四条を次のように改める。

第二十四条

前

文

世界保健機関憲章の一部を次のように改正する。

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正

でだらないて技術的資格を有する者を派遣しなければならない。この者は、代理及び顧問を帯同することがの理事を任命する権利を有する加盟国を選挙する。これらの加盟国は、それぞれ、理事会に対して、保健の地域的機関から三以上の加盟国を選挙することを条件として、かつ、衡平な地理的配分を考慮して、理事会理事会は、三十四の加盟国が任命した三十四人で構成する。保健総会は、第四十四条により設置された各種事会は、三十四の加盟国が任命した三十四人で構成する。保健総会は、第四十四条により設置された各 できる。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条

ら毎年少なくとも一の加盟国が選挙されることを容易にする期間に短縮する。おいて選挙された加盟国のうち、追加として選挙された加盟国の任期は、必要な場合には、各地域的機関かの数を三十二から三十四に増加するこの憲章の改正が効力を生じた後に開催される最初の保健総会の会期に前条の加盟国は、三年の任期で選挙されるものとし、再選されることができる。ただし、理事会の構成員

읶 AMENDMENTS TO THE WORLD HEALTH ORGANIZATION 읶 I I I CONSTITUTION ARTICLES 24 AND 25

Article 24 - Delete and replace by

Article 24

in the field of health, who may be accompanied by alternates and advisers. to Article 44. Each of these Members should appoint to the Board a person technically qualified not less than three shall be elected from each of the regional organizations established pursuant Health Assembly, taking into account an equitable geographical distribution, shall elect the Members entitled to designate a person to serve on the Board, provided that, of such Members, The Board shall consist of thirty-four persons designated by as many Members. The

Article 25 - Delete and replace by

Article 25

necessary, be of such lesser duration as shall facilitate the election of at least one Member from the amendment to this Constitution increasing the membership of the Board from thirty-two to Members elected at the first session of the Health Assembly held after the coming into force of each regional organization in each year. thirty-four the term of office of the additional Members elected shall, insofar as may be These Members shall be elected for three years and may be re-elected, provided that of the

この改正は、世界保健機関の執行理事会の構成員の数を増加すること等を目的とするものである。(参考)